

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に反対する意見書

秋の臨時国会では、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の審議がなされることとなっている。

当法律案は、「賭博」に該当するカジノについて、一定の条件のもとに設置を認めている。わが国では、競馬、競輪など特別法を制定し、公設、公営、公益という法的措置で、刑法の賭博罪に該当する行為を合法化しているが、カジノは、民間企業が直接開発し、運営する点で、従来の公営ギャンブルとは異なる。また、わが国には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受け、賭博ではないとされているパチンコやパチスロが、全国どこにでもある。パチンコやパチスロは、「特殊景品」が換金されていて、その実態はギャンブルであり、既に日本はギャンブル大国である。

厚生労働省研究班は、今年の8月20日、わが国でギャンブル依存症の疑いのある人が推計で536万人に上ることを発表した。この推計値は成人の約5%であり、世界のほとんどの国が1%前後にとどまるのに比べて日本は非常に高い割合を示している。厚生労働省は、依存症などの精神疾患対策を所管する立場から、日本人はパチンコなどギャンブルに比較的のめり込みやすい傾向が統計上見て取れることから、カジノ解禁によってギャンブル依存症患者が増える事態を懸念している。ギャンブル依存症は、放置すれば刑事犯罪や家庭崩壊に至ることもある。

カジノの合法化は、地域経済の活性化や雇用創出、観光振興、国や自治体の財源確保などが期待できるとされているが、ギャンブル依存症のほか多重債務問題、青少年の健全育成の阻害、反社会的勢力の不当な関与の危険性など社会に対する悪影響もある。また、日本にはカジノ運営のノウハウを持っている企業はなく、運営は海外の企業に委ねることになるであろうが、国は十分な監視・管理ができるのか。世界におけるカジノの売上げトップ3は、マカオ、シンガポール、ラスベガスであり、客層として中国人などのアジアの富裕層が増えてきているが、カジノ間の競争が激しい中それらの富裕層が日本にやってくるとは限らない。経営難による海外の企業の撤退によりカジノ施設が箱物として多大な赤字を残すという危険もある。カジノの合法化によるわが国に与える副作用を多方面から検証すべきである。

よって、橿原市議会は、刑法が禁じている賭博場であるカジノを合法化する「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月24日

橿原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長

給付制奨学金創設と若者を苦しめる高学費無償化実現を求める意見書

大学など高等教育の学費負担の重さは、充実した学生生活を望む若者の前に立ちふさがり、障害となっている。若い世代に非正規など不安定雇用が広がるもとで、経済的理由から奨学金を返済できない人も増えている。

政府は2012年9月、中高等教育の漸進的無償化を求めた国際人権規約第13条の(b)及び(c)の留保を撤回した。これにより、日本は高校・大学など“中高等教育の無料化を目指す国”となった。公立高校授業料への所得制限の導入は、廃止すべきである。

教育の無償化は、憲法で謳われた「教育を受ける権利」及び教育基本法における「教育の機会均等」から要請されることである。主要国では、すでに返済の必要のない給付制奨学金が整備されており、その多くで大学授業料の無償化、ないしは低額措置が実施されている。OECD（経済協力開発機構）の調査では、GDP（国内総生産）に占める日本の高等教育予算は0.5%と加盟34カ国中で最低水準となっており、わが国は授業料無償、給付制奨学金いずれもない。

家庭の経済状況の変化に関らず、誰もが安心して学ぶことができるよう教育無償化の取り組みは急務である。

よって政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 高校生、大学生などを対象とした給付制奨学金制度を早期に創設すること。
2. 公立大学の学費減免制度など負担軽減策を拡充し、段階的に学費無償化を進めること。
3. 有利子奨学金を無利子化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月24日

檜原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 財務大臣 文部科学大臣

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた
総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単独所持が禁止された。

しかし、指定薬物の認定には数ヶ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされている。

そこで、政府においては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求める。

記

1. インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締体制の充実を図ること。
2. 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。
3. 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月24日

檜原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 国家公安委員会委員長